

COVID-19 の記憶と研究・学修の更なる決意を

志保田 務

(I-LISS JAPAN 会長)

COVID-19 によって全世界が生命・生存の危機感に震え、感染(死)の恐怖から、経済、文化、教育、旅行、エンターテインメントに至るまで人間活動全般に委縮、閉塞が蔓延した2年余であった。パンデミックは、人流の抑制、職務・生活の巣籠り状態を招いた。デジタル庁の設置もこの間にあった。

学校・教育全域でオンライン授業が推進され、教師は教材の電子化を初めデジタル化に追われた。

研究(会)の多くも Web 化した。問題点は、研究行動に支障を生じたことである。第一に、慣れない Web 授業(コンテンツ電子化を含む)に手を焼き研究時間を削り、眼精疲労、腱鞘炎も生じた。つぎには、共同研究の機会、議論の便が減退するという負の面が生じた。さらに、研究会などのテーマの数々がコロナ関係に渡り、本来のテーマに収斂しがたい呈ともなった。電子会議方式などへの展開は、交通・移動の手間を略すという利便性を持ち、例年休講等に気を揉んで出席を諦めていた国際大会等への(Web)参加が可能化した。ただこれは対面型と本来平行してあり得ておりコロナ禍の余慶ではない。以上はコロナ対策、with コロナとも言える域での件であり、ワクチン開発の後進性、接種の遅滞性を記録し同様の事態への備えとしたい。ところで既に「ポストコロナ」を論ずる立場もある。目立つのは Web 効果の全面展開論である。

そうしたものの一つに、一般社団法人 日本私立大学連盟の『ポストコロナ時代の大学のあり方～デジタルを活用した新しい学びの実現～』(令和3年7月)がある。同声明(提言)はコロナ禍時期のデジタル体験を助長して、大学設置基準(昭和31年文部省令;平成13年文科省令として改正)に意見を発し、授業空間、科目、単位等に関する緩和を主に訴えたが、省令が図書館に関し規定している第38条を「削除」するよう要求した。同条第3項には「図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする」とある。この「削除」は図書館関係者に衝撃を与えた。同連盟は後日「図書館職員に求められる能力も多様化したため、形骸化している。教職協働の推進を目的に義務化されたスタッフ・ディベロップメント^{*1}をさらに実質化するためにも、教員と職員の定義や職能及び役割に関する基準を明文化するべきである」と“削除でない”むね弁解した(https://www.shidairen.or.jp/topics_details/id=3412 [確認日: 2021-11-3])。しかし過去現在とも「司書」ほか事務方のどの専門的職員に関しても内容、資格等を規定していない。同連盟は改革を謳うが大学設置基準改正頼みでは限界がある。^{*2}

研究者は、大学等が対面型の研究大会への場の提供等に消極的になることを警戒すべきである。

図書館員は自らを守るための知的防衛を図るべき危機に在るのではないか。学位、技術へ視線を放ち、論文作成に力をいれてほしい。また語学力を磨き国際学会、本会 I-LISS へご参画願いたい。

^{*1} 研修: 大学設置基準 25 条=平成 28 年改正。

^{*2} ^{*1} に同じ